

ボランティア基本法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、ボランティア活動の基盤を整備するための措置を講ずることにより、国民のボランティア活動への参加を容易にするとともにボランティア活動の実施を円滑にし、もって国民が社会の構成員としての自覚と責任に基づいて自主的かつ積極的に公益の増進に寄与する健全な社会の構築に資することを目的とするものとする。 (第一条関係)

二 定義

この法律において「ボランティア活動」とは、国民又はその組織する民間の団体が自発的に行う教育の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、環境の保全、災害救助、国際協力その他の公益の増進に寄与する活動をいうものとする。 (第二条関係)

三 基盤の整備

国及び地方公共団体は、国民が多様な分野においてひろくボランティア活動に参加し、かつ、ボラン

ティア活動を円滑に実施することができるようなボランティア活動の基盤を整備するよう努めなければならないものとし、ボランティア活動の基盤の整備に当たっては、ボランティア活動の特性にかんがみ、その自主性を尊重しなければならないものとする。 (第三条関係)

第二 ボランティア活動の基盤を整備するための措置

一 広報活動等

国及び地方公共団体は、ボランティア活動が社会において適正に評価されることとなるように、広報活動、啓発活動その他のボランティア活動に対する国民の関心と理解を深めるための措置を講ずるものとする。 (第四条関係)

二 指導者の講習等

国及び地方公共団体は、ボランティア活動に関する指導者等の養成及びその資質の向上のため、講習、研修その他の必要な措置を講ずるものとする。 (第五条関係)

三 施設の整備等

国及び地方公共団体は、ボランティア活動の円滑な実施に資するため、ボランティア活動の用に供す

ることができる施設の整備及び確保に努めるものとする。

(第六条関係)

四 情報の周知措置等

国及び地方公共団体は、国民のボランティア活動への参加の機会の増大、ボランティア活動を行う者の連携の強化その他のボランティア活動の円滑な実施に資するため、ボランティア活動に関する情報の周知を図る措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(第七条関係)

五 事故に対する措置

国及び地方公共団体は、ボランティア活動に伴う不慮の事故によって生じる損害の救済に資するため、傷害による損害をてん補する保険、損害を賠償する責任を目的とする保険その他これらに類する制度をボランティア活動を行う者がひろく利用することができることとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

(第八条関係)

六 税制上の措置等

- 1 国及び地方公共団体は、ボランティア活動の円滑な実施を支援するため、ボランティア活動を行う民間の団体の所得に係る負担を軽減するための措置、寄附金による当該団体の資金の調達を容易にす

るための措置その他の必要な税制上の措置を講ずるものとする。 (第九条第一項関係)

- 2 国及び地方公共団体は、ボランティア活動の円滑な実施を支援するため、必要な財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めるものとする。 (第九条第二項関係)

七 法人制度の導入の措置

国は、ボランティア活動を行う民間の団体が容易に法人となることができ、かつ、当該団体がその自主性を損なわれることなく活動を行うことができることとなる法人制度の導入について必要な措置を講ずるものとする。 (第十条関係)

八 事業者の協力

事業者は、その従業員のボランティア活動への参加について、必要な便宜を与え、これに協力するよう努めなければならないものとする。 (第十一条関係)

第三 その他

- 一 この法律は、公布の日から施行するものとする。
- 二 この法律の施行に関することは、総理府において行うものとする。